

第98回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年6月15日(木曜日) 午前10時

場所

大阪市西区立売堀五丁目7番27号
本社7階大ホール

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件

■ 新型コロナウイルスに関するお知らせ

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染拡大状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

また本株主総会の議決権行使は、書面または電磁的方法(インターネット等)による方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。

本株主総会における感染予防の対応に関する詳細は下記ウェブサイトにてご確認ください。

<https://www.sugi-net.co.jp/>

■ お土産の配布中止について

本株主総会にご出席の株主様へのお土産は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、配布を取りやめさせていただきます。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主の皆様へ



生産現場の ベストパートナーを目指して

代表取締役社長
杉本正広

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに当社第98回定時株主総会招集ご通知をお届け致します、ご高覧ください。

当期は、継続した新型コロナウイルス感染症の影響に加え、ウクライナでの戦争によるエネルギー危機や円安の進行による資源高など厳しい経済環境が続いております。

その様な環境下、当社グループとして2024年3月期までの3カ年を対象とする第三次中期経営計画「MOOVING ONE～100年の感謝を未来へつなぐ～」が3年目を迎えます。引き続き5つの方針「事業戦略」「新規市場開発」「IT分野への投資」「人材育成への取組み」「環境問題への取組み」の取組を強化してまいります。

具体的な取り組みといたしましては、ソリューション営業の強化や専門性の向上、人材への投資も積極的に行います。又システムへの投資も拡大し経営基盤の強化、企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

証券コード 9932
2023年5月25日
(電子提供措置の開始日 2023年5月24日)

株主各位

大阪市西区立売堀五丁目7番27号

杉本商事株式会社

代表取締役 杉本正広
社長執行役員

第98回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第98回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第98回定時株主総会招集ご通知」及び「その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.sugi-net.co.jp>)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」

「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。2023年6月14日（水曜日）午後5時00分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時 2023年6月15日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2 場 所 大阪市西区立売堀五丁目7番27号 本社7階大ホール

3 会議の目的事項
報 告 事 項

1. 第98期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第98期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役5名選任の件

第3号議案 監査役3名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

また、資源節減のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2023年6月15日(木曜日) 午前10時

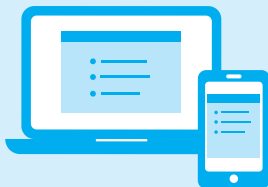
書面による行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2023年6月14日(水曜日) 午後5時00分到着

インターネットによる行使の場合



パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

詳細は次ページをご覧ください

行使期限 2023年6月14日(水曜日) 午後5時00分まで

※書面とインターネットの双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。また、インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後の議決権行使の内容を有効とさせていただきます。パソコンまたはスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後の議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)

議決権行使期限

2023年6月14日(水曜日) 午後5時00分まで



QRコードを読み取る方法

QRコードを読み取りいただくことで、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要に

【アクセス手順】

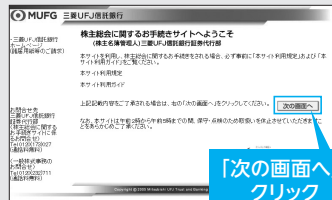
- ①お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票(右側)に記載の「ログイン用QRコード」を読み取りいただき、ログイン。
- ②ログイン後は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



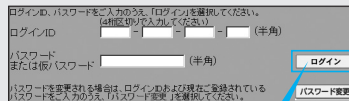
ログインID・仮パスワードを入力する方法

【アクセス手順】

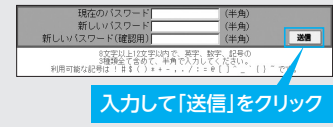
- ①WEBサイトへアクセス



- ②「ログインID」と「仮パスワード」を入力



- ③新しいパスワードの入力



- ④以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

0120-173-027

(受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、配当政策を経営における最重要政策のひとつと位置付けております。第98期の期末配当につきましては、継続的かつ安定的な配当を念頭に置きながら、財政状態、利益水準、および配当性向等を総合的に勘案しております。また、内部留保金につきましては、将来を見据えた投資や企業体質の一層の強化のために活用してまいりたいと考えております。

なお、中間配当金として30円をお支払いしておりますので、年間配当金は1株につき65円となります。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割り当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金35円 総額 352,739,275円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月16日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて取締役5名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位等	取締役会出席回数
1	すぎもとまさひろ 杉本正広 再任	代表取締役社長執行役員 営業本部長	100.0% (16回/16回)
2	すぎもとまさゆき 杉本正行 再任	取締役常務執行役員 管理本部長兼経営企画部長	100.0% (16回/16回)
3	いまなかひろゆき 今中博幸 再任	取締役執行役員直需営業 統括部長兼第三直需営業部長	100.0% (13回/13回)
4	みやじかめぞう 宮地亀三 再任 社外 独立役員	取締役	100.0% (16回/16回)
5	つる 鶴 再任 社外 独立役員 由貴	取締役	100.0% (13回/13回)

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	すぎもと まさひろ 杉本正広 (1950年12月10日生) 再任	1974年 3月 当社入社 1985年12月 当社取締役就任 1990年 6月 当社常務取締役就任 1996年 6月 当社代表取締役専務就任 2000年 6月 当社代表取締役社長営業本部長就任 2014年12月 (株)スギモト取締役就任 (現任) 2019年 4月 当社代表取締役社長執行役員営業本部長 就任 (現任)	531,315株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、代表取締役としての職務を通じて、当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有しています。また当社取締役就任以降企業経営に長年従事しその間職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			
2	すぎもと まさゆき 杉本正行 (1984年7月31日生) 再任	2008年 4月 当社入社 2013年 4月 広島営業所長 2019年 4月 執行役員西部営業部長就任 2021年 4月 常務執行役員管理本部長兼 S E 推進部長 2021年 6月 当社取締役常務執行役員管理本部長兼 S E 推進部長就任 2023年 4月 当社取締役常務執行役員管理本部長兼 経営企画部長 (現任)	87,750株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、当社で営業所長・営業部長を歴任、幅広い業務分野に精通しかつ現在全社的な業務改革に強力なリーダーシップを発揮していることから、当社の取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	いま なか ひろ ゆき 今 中 博 幸 (1974年4月23日生) 再任	1998年4月 当社入社 2006年4月 鹿嶋営業所長 2009年4月 営業推進部長兼鹿嶋営業所長 2009年9月 執行役員第三直需営業部長 2022年4月 執行役員直需営業統括部長兼 第三直需営業部長 2022年6月 当社取締役執行役員直需営業統括 部長兼第三直需営業部長 (現任)	16,851株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、当社で営業所長・営業部長を歴任し幅広い業務に精通し、現在当社の重点マーケットである関東地区の直需営業部門で実績をあげ、今後営業部門全体を牽引していくことが期待されており、当社の取締役としても適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。			
4	みや じ かめ ぞう 宮 地 亀 三 (1944年11月24日生) 再任 社外 独立役員	1967年4月 タキロン(株) (現タキロンシーアイ(株)) 入社 1998年6月 同社取締役就任 2006年6月 同社取締役兼専務執行役員就任 2010年6月 同社名誉顧問 (現任) 2011年6月 当社社外取締役就任 (現任)	4,500株
[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 同氏は、長年にわたりタキロン(株)の経営にたずさわられており、豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に的確な助言をいただき、当社のコーポレートガバナンスの強化に寄与していただくためであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
5	つる 鶴 ゆ 由 き 貴 (1969年5月16日生) 再任 社外 独立役員	2000年4月 弁護士名簿登録 (東京弁護士会入会) 2011年4月 協和総合パートナーズ法律事務所 パートナー就任 2015年4月 侵害判定諮問委員 (現任) 2019年2月 税関専門職員 (現任) 2020年6月 阪急阪神ホールディングス(株)社外取締役 就任 (現任) 2021年6月 独立行政法人製品評価技術基盤機構 非常勤幹事 (現任) 2022年6月 (株)ジャムコ社外取締役就任 (現任) 2022年6月 当社社外取締役就任 (現任)	－株
[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 同氏は、弁護士として高い知見があり、特にコンプライアンスの観点より経営に対する確かな助言をいただき、当社のコーポレートガバナンスの強化に寄与していただくためであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 鶴由貴氏の戸籍上の氏名は、伊丹由貴であります。
3. 宮地亀三氏、鶴由貴氏は社外取締役候補者であります。宮地亀三氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって12年、鶴由貴氏は同1年になります。
4. 社外取締役候補者としての独立性について
- (1) 宮地亀三氏、鶴由貴氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（取締役報酬は除く。）を受ける予定はなく、また過去2年間受けていたこともありません。
 - (2) 宮地亀三氏、鶴由貴氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 - (3) 宮地亀三氏、鶴由貴氏が再任された場合は引き続き独立役員となる予定であります。
5. 社外取締役との責任限定契約について
- 当社では、社外取締役とは責任限定契約の締結をしております。宮地亀三氏、鶴由貴氏が再任された場合が当該契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- (1) 社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - (2) 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらかじめ監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位および重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	あお たに てる ゆき 青谷晃行 (1963年7月27日生) 新任 社外 独立役員	1986年4月 株式会社富士銀行（現みずほ銀行）入行 2010年4月 株式会社みずほ銀行 池田支店長 2016年4月 株式会社みずほ銀行 融資部 次長 2017年7月 みずほ債権回収株式会社 執行役員大阪支店長（現任）	一株
	[社外監査役候補者とした理由] 同氏は金融機関における長年の経験を有し又みずほ債権回収株式会社において執行役員として要職を歴任され、幅広い分野において豊富な経験と高い見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者としております。		
2	ばん じゅんのすけ 伴純之介 (1943年6月15日生) 再任 社外 独立役員	1978年4月 大阪弁護士会登録 1985年7月 伴法律事務所開設 2003年6月 当社監査役就任（現任）	一株
	[社外監査役候補者とした理由] 同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として公的資格を持ち専門的な知識をもって社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き社外監査役候補者としております。		
3	うめ の そと じ 梅野外次 (1949年1月24日生) 再任 社外 独立役員	1967年4月 大阪国税局入局 2007年7月 東山税務署署長 2008年8月 税理士登録（現任） 2011年6月 当社監査役就任（現任）	一株
	[社外監査役候補者とした理由] 同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、税理士として公的資格を持ち専門的な知識をもって社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、引き続き社外監査役候補者としております。		

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 青谷晃行氏、伴純之介氏および梅野外次氏は社外監査役の候補者であります。
伴純之介氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって20年、梅野外次氏は同12年となります。
3. 社外監査役候補者としての独立性
- (1) 社外監査役候補者独立性について
- ① 青谷晃行氏、伴純之介氏および梅野外次氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（監査役としての報酬を除く。）を受ける予定はなく、また、過去2年間に受けていたこともありません。
- ② 青谷晃行氏、伴純之介氏および梅野外次氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- ③ 伴純之介氏と梅野外次氏は東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、再任された場合は引き続き独立役員となる予定であります。また、青谷晃行氏は選任された場合、東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。
- (2) 社外監査役として職務を遂行することができる判断する理由について
- 青谷晃行氏は、みずほ債権回収株式会社において執行役員として要職を歴任され、幅広い分野において豊富な経験と高い見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- 伴純之介氏および梅野外次氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士、税理士の公的資格を持ち専門的な知識をもって社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
4. 社外監査役との責任限定契約について
- 当社では、社外監査役とは責任限定契約の締結をしております。伴純之介氏および梅野外次氏が選任された場合は当該責任限定契約を継続する予定であります。また青谷晃行氏が選任された場合は当該責任限定契約を締結する予定をしております。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- (1) 社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- (2) 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以 上

【ご参考】 社外役員の選任及び独立性に関する基準

第1条 (目的)

本基準は、当社における社外取締役及び社外監査役の選任及び独立性に関する基準を定めることを目的とする。

第2条 (社外取締役)

社外取締役は、以下の各号に定める条件を満たす者の中から選任する。なお、性別、国籍は問わない。

1. 誠実な人格、高い見識と能力を有し、当社取締役会に多様な視点を取り入れる観点から広範な知識と経験及び出身分野における実績を有する者。
2. 会社法第331条第1項各号に定める取締役の欠格事由に該当しない者。
3. 会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たす者。

第3条 (社外監査役)

社外監査役は、以下の各号に定める要件を満たす者の中から選任する。なお、性別、国籍は問わない。

1. 誠実な人格、高い見識と能力を有し、特に法律、会計、企業経営等の分野における高度な専門知識と豊富な経験を有する者。
2. 会社法第335条で準用する同法第331条第1項各号に定める監査役の欠格事由に該当しない者。
3. 会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たす者。

第4条 (社外役員の独立性)

① 当社における社外取締役又は社外監査役（以下、併せて「社外役員」と総称する。）のうち、以下の各号のいずれの基準にも該当しない社外役員は、独立性を有すると判断されるものとする。

1. 当社の大株主（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上の保有を有する者）又はその業務執行者である者。
 2. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者である者。
 3. 当社の主要な取引先又はその業務執行者である者。
 4. 当社又は連結子会社の会計監査人又はその社員等として当社又は連結子会社の監査業務を担当している者。
 5. 当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、コンサルタント等（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者）。
 6. 当社の所要借入先（直近の事業年度にかかる事業報告において主要な借入先として氏名又は名称が記載されている借入先）又はその業務執行者である者。
 7. 当社から年間1,000万円を超える寄付を受けている者（ただし、当該寄付を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体の業務執行者である者）。
 8. 過去3年間において、上記1から7のいずれかに該当していた者。
 9. 上記1から8のいずれかに掲げる者（ただし、重要な者に限る。）の二親等以内の親族。
 10. 当社又は子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）の二親等以内の親族。
 11. 過去3年間において、当社又は子会社の取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）のいずれかに該当していた者の二親等以内の親族。
 12. 前各号のほか、当社と利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外役員として職務を果たすことができない特段の事由を有している者。
- ② 本条に基づき独立性を有するものと判断されている社外役員は、独立性を有しないこととなった場合は、直ちに当社に告知するものとする。
- ③ 本条において「主要な取引先」とは直近の事業年度の年間連結売上高（当社の場合は年間連結売上総利益）が2%を超える場合をいう。

【ご参考】 第2号議案承認後の取締役会の構成（予定）

取締役の知識・経験・能力一覧

氏名	企業経営・ 企業戦略	人事・労務 ・人材開発	法務・ コンプライアンス	営業・ マーケティング	ITデジタル
杉本 正広	○	○	○	○	
杉本 正行		○	○	○	○
今中 博幸		○		○	
宮地 亀三	○	○	○		
鶴 由貴			○		○

事業報告

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス禍に伴う経済活動制限や水際対策の緩和等により、サービスを中心とする個人消費の増加が続くなど、経済活動はコロナショック前の状態に戻りつつあるように見受けられます。一方でウクライナ紛争及び対露経済制裁の長期化、日米金利差拡大による円安の影響や世界的規模での資源・原材料高騰、供給制約や物流混乱による生産活動の低下による海外発の景気減速懸念が続いております。しかしながら、企業業績全体では、緩やかな改善状況が続き、引き続き底堅い状況にあり、また設備投資については、デジタル化など新型コロナウイルスの影響で手控えられてきた投資計画の再開やアフターコロナ期を見据えての前向きな投資の増加により高い伸びが続いております。

このような状況のもと当社グループは、一昨年2月に創業100周年(2021年)を迎え、次に目指す200周年に向けて第3次中期経営計画『MOOVING ONE』を策定しました。第3次中期経営計画『MOOVING ONE』の「5つの方針」である ①事業戦略 ②新規市場開発 ③IT分野への投資 ④人材育成への取組み ⑤環境問題への取組み に基づき、大きく変化する環境のもと、顧客の視点に立ち、グループ一致団結し、積極的な事業展開を図り、企業価値の向上に取り組んでまいりました。その結果、当連結会計年度は、売上高455億58百万円（前年同期比5.7%増）、経常利益26億79百万円（前年同期比5.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益21億1百万円（前年同期比28.5%増）となりました。

売上高	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
455億58百万円 (前年同期比 5.7%増)	26億79百万円 (前年同期比 5.7%増)	21億1百万円 (前年同期比 28.5%増)

セグメントの業績を示すと次のとおりであります。

当社グループは、営業所単位で独立採算の営業を展開しており、営業所単位で財務情報が入手可能であり、取締役会では、経営の判断、業績の評価・検討を営業所単位で行っております。当社グループの取扱商品は測定器具・機械器具を中心に工場等で使用される機械、工具、工場用品、消耗品等を販売しております。

当社グループの営業方針は、地域密着型の営業であり、新規の営業所開設、拡張、廃止は地域性を重視して判断・検討を行っております。また、営業戦略も地域性を重視して立案・活動を行っております。従って、個々の営業所を販売地域別に集約して報告セグメントとしております。

(東部)

東部ではロシア、ウクライナ紛争の影響により原材料の高騰を受け各企業で予算の消化には慎重になっております。半導体業界では原材料・部品の供給制約により、足踏み状態が続いております。自動車業界も回復傾向ではありますが、未だリーマン前までの稼働にはほど遠い状況であります。化学業界でもそれらの影響を受け予算の消化に慎重になっております。鉄鋼業界についてはスクラップ安で利益確保はできておりますが状況は他の業界と変わらずであります。そのような厳しい状況の中ではありますが、環境・安全に係る設備受注及びそれに関連する付帯工事までの受注に注力した結果、好調を維持いたしました。

この結果、当セグメントの売上高は110億92百万円（前年同期比8.2%増）、セグメント利益は5億41百万円（前年同期比24.0%増）となりました。

(中部)

中部では、EV（電気自動車）部品の生産にむけての設備投資が増加してきていますが、半導体不足の状態は依然継続しており、鉄鋼、自動車の生産活動はまだまだ本調子ではありません。又、エネルギー費用の高騰も生産活動への影響も出てきております。半導体・電子業界をはじめとする各企業の設備投資案件の受注に注力した結果、全体的に堅調に推移しました。

この結果、当セグメントの売上高は128億63百万円（前年同期比4.2%増）、セグメント利益は5億39百万円（前年同期比0.5%増）となりました。

(西部)

西部では半導体関連の動きに一部陰りが出てはきましたが、2次電池関連の動きは変わらず好調に推移を致しました。全体的に原材料、エネルギー価格の高騰により収益性が低下する中、先を見据えた設備増強の動きを見せるユーザーもありましたが、全体的には低調な推移となりました。

この結果、当セグメントの売上高は199億57百万円（前年同期比4.0%増）、セグメント利益は9億46百万円（前年同期比4.2%減）となりました。

(海外)

海外では、中国を筆頭にコロナ禍で停滞した経済に回復の動きがみられ、日本からの輸出も好調に推移しております。為替相場がピークに比べれば円高傾向に推移しましたが、その影響は限定的であり輸出全体でも好調に推移いたしました。

この結果、当セグメントの売上高は16億44百万円（前年同期比23.7%増）、セグメント利益は1億49百万円（前年同期比36.8%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の主な設備投資の総額は7億43百万円で、その主要なものは、八日市営業所の新築、株式会社スギモトの新社屋建設、新基幹システム構築費用によるものであります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、IT技術の進展による新製品、新技術の開発が行われ、精密機器、精密工具等機械工具販売業界に対するニーズも多様化しております。同時に情報化社会の発達に伴い、その流通形態にも大きな変化をもたらしております。

当社グループといたしましては、グループ各社の個々の強みを生かしつつ、様々な業種の多様なニーズに応えるべく、取扱商品の多様化を進めると同時に、専門性の高い知識を活かした提案力の強化を図ることに努めると同時に、ICT技術の積極的導入を図り、グループ内の情報の共有化、業務の効率化と迅速化を図ってまいります。

一方、海外経済の回復ペースが鈍化していることに加え、前述の海外要因による資源高、日米金利差の拡大を背景にする急激な円安ドル高が、企業物価や消費を中心とする国内景気に与える影響については大きなものがあり、引き続き厳しい経済環境が続き、当社業績に影響を与える企業の工業生産量や設備投資の状況についても、予断を許さない状況が続くものと予想されます。こうした厳しい状況下、取引先のニーズに最大限応え、安定的な商品の供給責任を果たすべく、引き続き努力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

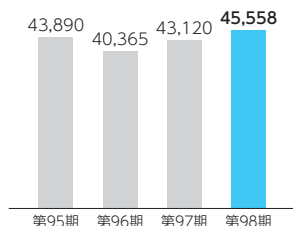
(9) 財産及び損益の状況

区分	第95期 2020年3月	第96期 2021年3月	第97期 2022年3月	第98期 (当連結会計年度) 2023年3月
売上高 (百万円)	43,890	40,365	43,120	45,558
経常利益 (百万円)	2,929	2,523	2,534	2,679
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,894	1,721	1,634	2,101
当期純利益 (百万円)	1,894	1,721	1,634	2,101
1株当たり当期純利益	177円01銭	164円32銭	161円41銭	208円52銭
総資産 (百万円)	36,535	37,819	38,314	39,724
純資産 (百万円)	31,093	31,930	32,267	33,841
1株当たり純資産額	2,945円22銭	3,113円51銭	3,201円71銭	3,357円85銭

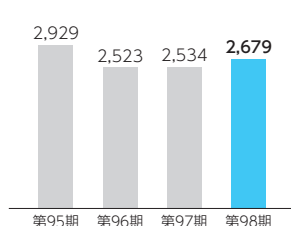
(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第97期の期首から適用しており、第97期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

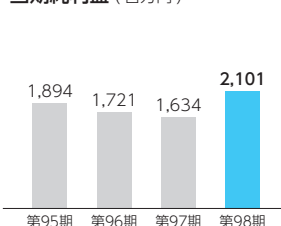
売上高 (百万円)



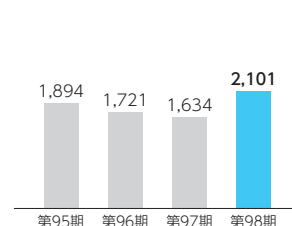
経常利益 (百万円)



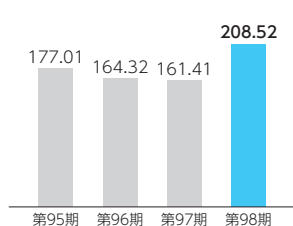
親会社株主に帰属する
当期純利益 (百万円)



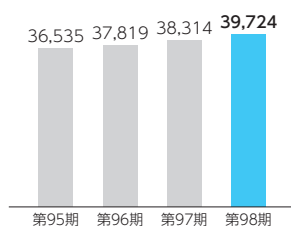
当期純利益 (百万円)



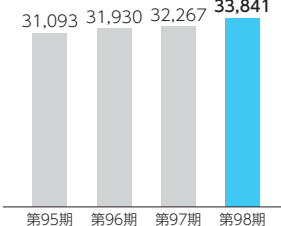
1株当たり当期純利益 (円)



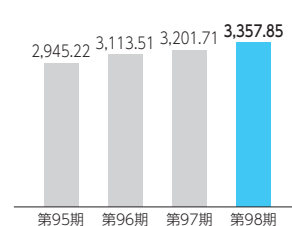
総資産 (百万円)



純資産 (百万円)



1株当たり純資産額 (円)



(10) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社スギモト	150,000千円	100%	機械工具卸

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 28,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 11,399,237株 (自己株式1,320,972株を含む)
- (3) 株主数 9,100名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	828,500 株	8.2 %
杉 本 正 広	531,315	5.3
杉 本 利 夫	260,772	2.6
杉 本 直 広	251,274	2.5
杉 本 栄 作	232,311	2.3
株 式 会 社 愛 知 銀 行	198,000	2.0
杉 本 商 事 従 業 員 持 株 会	195,528	1.9
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	172,100	1.7
畑 井 三 雄	167,222	1.7
株 式 会 社 阿 波 銀 行	166,450	1.7

(注) 持株比率は自己株式 (1,320,972株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名		担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	杉 本 正 広	指名委員 報酬委員	営業本部長 兼 株式会社スギモト取締役
取 締 役 常務執行役員	杉 本 正 行		管 理 本 部 長
取締役執行役員	今 中 博 幸		直需営業統括部長兼第三直需営業部長
取 締 役	宮 地 亀 三	指名委員 報酬委員	
取 締 役	鶴 由 貴	指名委員 報酬委員	弁護士名簿登録（東京弁護士会入会） 障 害 判 定 諮 問 委 員 税 関 専 門 職 員 阪急阪神ホールディングス(株)社外取締役 独立行政法人製品評価技術基盤機構非常勤幹事 (株) ジャムコ 社外取締役
常勤監査役	川 端 一 弥		
監 査 役	伴 純 之 介		伴 法 律 事 務 所 弁 護 士
監 査 役	梅 野 外 次		梅 野 外 次 税 理 士 事 務 所 税 理 士

- (注) 1. 取締役宮地亀三氏及び鶴由貴氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役川端一弥氏は、金融機関における長年の経験から財務及び会計に関する相当程度の知識を有するものであります。
3. 監査役川端一弥氏、伴純之介氏及び梅野外次氏は、社外監査役であります。
4. 取締役宮地亀三氏及び鶴由貴氏、監査役川端一弥氏、伴純之介氏及び梅野外次氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
5. 監査役梅野外次氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役伴純之介氏は伴法律事務所で弁護士として、監査役梅野外次氏は梅野外次税理士事務所で税理士として業務を行っております。当社と両事務所の間には記載すべき特別な関係はありません。
7. 監査役阪口尚作氏は、2022年6月17日開催の第97回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。
8. 当社は執行役員制度を導入しております。執行役員の役位、担当は下記のとおりであります。

氏 名	役 位	担 当
杉 本 利 夫	上席執行役員	経 営 企 画 部 長
杉 本 直 広	上席執行役員	株 式 会 社 ス ギ モ ト 代 表 取 締 役 社 長
土 師 圭 介	執 行 役 員	総 務 部 長 兼 コ ン プ ラ イ ア ン ス 室 長
長 谷 川 順 一	執 行 役 員	営 業 推 進 部 長
森 浦 啓 輔	執 行 役 員	第 二 直 需 営 業 部 長
可 児 紀 英	執 行 役 員	第 一 直 需 東 営 業 部 長
門 脇 孝 至	執 行 役 員	東 部 営 業 部 長
小 沢 一 彰	執 行 役 員	第 一 直 需 西 営 業 部 長
中 根 潤 二	執 行 役 員	西 部 営 業 部 長
山 本 佳 隆	執 行 役 員	I C T 統 括 部 長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第427条第1項の定めに基づき同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人の別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は、下記総会決議の範囲内で会社の業績、社会情勢、同業他社の動向ならびに各取締役の職責及び成果を勘案して指名・報酬委員会への諮問結果を受けて、株主総会後の取締役会において承認することとしております。

当該事業年度に係る個人別報酬につきましては、指名・報酬委員会の意見も踏まえて十分な審議をしており、取締役会としては、当該方針に沿うものと判断しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の金銭報酬の額は、2006年6月16日開催の第81回定時株主総会において取締役の報酬限度額は、年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時の取締役の員数は11名です。

監査役の報酬限度額は、2006年6月16日開催の第81回定時株主総会において年額40,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時の監査役の員数は3名です。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	169,650 (14,600)	135,150 (12,600)	34,500 (2,000)	— (—)	6名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	22,730 (20,000)	20,730 (18,000)	2,000 (2,000)	— (—)	4名 (3名)
合計 (うち社外役員)	192,380 (34,600)	155,880 (30,600)	36,500 (4,000)	— (—)	10名 (5名)

- (注) 1. 当事業年度末現在の人員は、取締役5名（うち社外取締役2名）、監査役3名（内社外監査役3名）であります。上記の支給人員と相違しているのは、期中に取締役が2名（内1名は無報酬）、監査役が1名退任されているためであります。
2. 上記の報酬額には、以下のものが含まれております。
当事業年度中に役員賞与として未払金に計上した取締役5名に対し34,500千円及び監査役3名に対し2,000千円。
3. 当社は、2008年6月20日開催の第83回定時株主総会終結の時をもって取締役、監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、堅実な財務体質と安定した経営基盤を誇りとしており、配当政策を経営における最重要政策のひとつと位置付けております。株主各位には、継続的かつ安定的な配当を念頭に置きながら、財政状態、利益水準、および配当性向等を総合的に勘案して適正な利益還元を目標としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

また、内部留保金につきましては、将来を見据えた投資や企業体質の一層の強化のために活用してまいりたいと考えております。

当該事業年度の剰余金の配当につきましては、配当性向30%以上を公約しており、1株につき35円とさせていただきます。なお、中間配当金1株につき30円を実施いたしておりますので、当期の年間配当金は1株につき65円となります。この結果、当期の配当性向は31.2%となります。

- (注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。
2. 本事業報告中の記載金額には、消費税等が含まれておりません。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
〔流動資産〕	26,094,188	〔流動負債〕	5,180,044
現金及び預金	7,822,248	買掛金	3,567,966
受取手形	1,534,845	未払金	313,461
電子記録債権	9,202,148	未払費用	598,562
売掛金	5,557,932	未払法人税等	516,803
商品	1,802,166	未払消費税等	107,720
その他の金	176,662	その他の	75,529
貸倒引当金	△1,816		
〔固定資産〕	13,630,244	〔固定負債〕	703,128
〔有形固定資産〕	8,643,204	長期未払金	125,500
建築物	2,276,125	長期預り保証金	153,318
構築物	42,131	繰延税金負債	280,457
車両運搬具	69,543	退職給付に係る負債	143,853
工具器具備品	76,008		
土地	5,797,669		
建設仮勘定	381,725		
〔無形固定資産〕	673,617	負債合計	5,883,172
電話加入権	38,894	純資産の部	
ソフトウェア	150,286	科 目	金 額
のれん	355,230	〔株主資本〕	32,487,778
ソフトウェア仮勘定	129,206	資本金	2,597,406
		資本剰余金	2,529,295
		利益剰余金	29,910,982
		自己株式	△2,549,906
〔投資その他の資産〕	4,313,422	〔その他の包括利益累計額〕	1,353,481
投資有価証券	3,565,457	その他有価証券評価差額金	1,340,880
出資	14,860	退職給付に係る調整累計額	12,600
退職給付に係る資産	434,045		
差入保証金	217,924		
その他の金	83,855		
貸倒引当金	△2,720	純資産合計	33,841,259
資産合計	39,724,432	負債・純資産合計	39,724,432

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2022年4月1日
至 2023年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		45,558,748
売 上 原 価		36,798,840
売 上 総 利 益		8,759,907
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,582,701
営 業 利 益		2,177,206
[営 業 外 収 益]		
受 取 利 息	567	
受 取 配 当 金	81,407	
仕 入 割 引	296,285	
不 動 産 賃 貸 料	104,325	
そ の 他	23,015	505,601
[営 業 外 費 用]		
支 払 利 息	1,343	
そ の 他	2,259	3,603
経 常 利 益		2,679,204
[特 別 利 益]		
固 定 資 産 売 却 益	123,036	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	147,079	270,115
[特 別 損 失]		
固 定 資 産 除 売 却 損	45	
減 損 損 失	48,603	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	31,118	
そ の 他	500	80,268
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,869,052
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	774,298	
法 人 税 等 調 整 額	△6,798	767,499
当 期 純 利 益		2,101,552
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		—
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		2,101,552

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		金 額	負 債 の 部		金 額
科 目			科 目		
〔流動資産〕		22,394,113	〔流動負債〕		4,406,221
現金及び預金		6,259,926	買掛金		3,134,508
受取手形		1,257,774	未払金		166,181
電子記録債権		4,855,817	未払費用		527,562
売掛金		8,069,673	未払法人税等		423,000
商品		1,790,640	未払消費税等		84,197
前払費用		90,296	前受金		30,983
その他		71,403	預り金		26,979
貸倒引当金		△1,418	前受取益		3,080
			その他		9,727
〔固定資産〕		13,401,397	〔固定負債〕		634,465
(有形固定資産)		7,220,953	長期未払金		124,200
建物		2,059,598	長期預り保証金		153,318
構築物		35,767	繰延税金負債		204,723
車両運搬具		69,543	退職給付引当金		152,223
工具器具備品		70,957			
土地		4,855,087			
建設仮勘定		130,000			
(無形固定資産)		666,077	負債合計		5,040,687
電話加入権		31,611	純資産の部		
ソフトウェア		150,029	科 目		金 額
のれん		355,230	〔株主資本〕		29,626,903
ソフトウェア仮勘定		129,206	資本金		2,597,406
(投資その他の資産)		5,514,366	資本剰余金		2,529,295
投資有価証券		2,416,659	資本準備金		2,513,808
関係会社株		2,493,927	その他資本剰余金		15,486
出資		11,650	利益剰余金		27,050,107
長期前払費用		6,171	利益準備金		260,979
前払年金費用		409,022	その他利益剰余金		26,789,128
差入保証金		152,115	固定資産圧縮積立		152,589
その他		27,540	別途積立		20,550,000
貸倒引当金		△2,720	繰越利益剰余金		6,086,538
			自己株式		△2,549,906
			〔評価・換算差額等〕		1,127,920
			その他有価証券評価差額金		1,127,920
資産合計		35,795,511	純資産合計		30,754,823
			負債・純資産合計		35,795,511

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2022年4月1日
至 2023年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		39,456,905
売 上 原 価		32,111,233
売 上 総 利 益		7,345,671
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		5,630,497
営 業 利 益		1,715,173
[営 業 外 収 益]		
受 取 利 息	564	
受 取 配 当 金	65,806	
仕 入 割 引	247,166	
不 動 産 賃 貸 料	104,685	
そ の 他	18,016	436,238
[営 業 外 費 用]		
支 払 利 息	1,343	
そ の 他	1,818	3,162
経 常 利 益		2,148,250
[特 別 利 益]		
固 定 資 産 売 却 益	123,036	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	147,079	270,115
[特 別 損 失]		
固 定 資 産 除 売 却 損	45	
減 損 損 失	48,603	
そ の 他	500	49,149
税 引 前 当 期 純 利 益		2,369,217
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		604,425
法 人 税 等 調 整 額		40,079
当 期 純 利 益		1,724,712

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

杉本商事株式会社
取締役会御中

2023年5月12日

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西 方 実

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北 岡 宏 仁

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、杉本商事株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、杉本商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

杉本商事株式会社
取締役会御中

2023年5月12日

有限責任監査法人 トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西 方 実
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 北 岡 宏 仁
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、杉本商事株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人有限責任監査法人トーマツからその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、所長会議その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及びその第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人有限責任監査法人トーマツが独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、同会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、同会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書作成時点において取締役等から内部統制は「有効」である旨、また会計監査人有限責任監査法人トーマツから「開示すべき重要な不備は認識していない」旨の報告を受けております。今後ともその構築、整備及び運用については、継続して強化改善に取り組むことが重要であると考えております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

杉本商事株式会社 監査役会

常勤監査役	川 端 一 弥	㊟
社外監査役	伴 純之介	㊟
社外監査役	梅 野 外 次	㊟

以 上

創業100周年記念動画を掲載しました

杉本商事株式会社は2021年2月3日に創業100周年を迎え、次の100年に向けて、新たな一歩を踏み出しました。

100年の歴史と伝統の強みを継承し、社是「商品売るより誠意を売れ」を受け継いでいく為に記念動画を製作いたしました。

杉本商事株式会社

創業100周年記念動画

ぜひご覧ください。



第3回 フードテックジャパンのご案内

当社は、2022年12月7日（水）より幕張メッセにて開催されました、「第3回 フードテックジャパン」に出展いたしました。



第3回 フードテックジャパン 食品工場の自動化・DX 展

【主な出展製品】

- 日本電産シンポ（現:ニデックドライブテクノロジー）
キャッピングマシン、フォースゲージ、トルクメータ、試験スタンド、回転計、ストロボスコープなど
- スリーエムジャパン
電動ファン付き呼吸用保護具、墜落制止用器具、自動遮光面、保護メガネ、騒音制御式イヤーマフ、HACCP対応スポンジなど

株主総会会場ご案内図


会場


大阪市西区立売堀五丁目7番27号

杉本商事株式会社
本社7階大ホール

電話06-6538-2661

交通

 大阪メトロ中央線・千日前線
「阿波座駅」5番出口より
南へ徒歩3分

 大阪メトロ長堀鶴見緑地線・千日前線
「西長堀駅」4-C番出口より
北へ徒歩4分

(駐車場の準備はいたしていませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。)

